

診療看護師（NP）の「診療の補助行為」の実施に関する確認事項

日本 NP 教育大学院協議会制度検討委員会では、7 月 30 日に厚生労働省医政局看護課 習田看護課長、初村看護サービス室長を訪問し、「現行法令下で、診療看護師（NP）は、全ての診療の補助行為を医師の包括的指示により実施できることを文書等で明示していただくこと」を要望してまいりました。通達や通知などの文書で明示することは、現時点では考えていないとのことですが、以下の事項を再確認させていただきましたので、確認結果を本協議会の HP 上で公表させていただきます。

【確認事項】

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）では、看護師は、臨時応急の手当をする場合のほか、主治の医師の指示がなければ、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなすなど医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないとされている。

医師の「指示」については、医師が具体的指示に限らず包括的指示（看護師が患者の状態に応じて柔軟に対応できるよう、医師が、患者の病態の変化を予測し、その範囲内で看護師が実施すべき行為について一括して出す指示）を用いることで、看護師はその指示の範囲内で患者の状態に応じて柔軟な対応を行うことが可能である。

したがって、看護師である診療看護師（NP）が、医師の包括的指示のもとで診療の補助行為を実施することは可能であるが、医療機関等において当該看護師のスキル、当該看護師が所属する組織の体制を考慮する必要がある。

なお、看護師は診断、処方、放射線照射をすることはできない。

診療看護師（NP）は、大学院修士課程において、診療の補助行為の実施に必要とされるスキルを系統的に学んでおりますので、各所属施設において包括的指示の具体的方法を確認することにより、包括的指示による診療の補助行為を実践できます。診療看護師（NP）は、患者さんの QOL 向上のために、自己研鑽を積み、安心安全な診療の補助を遂行していただくようお願いします。

本協議会では、制度検討委員会が中心となり、NP の国家資格化に向けての検討を進めております。

令和 7 年 8 月 26 日
日本 NP 教育大学院協議会
制度検討委員会